

カフカの『流刑地にて』試論

——兵士の罪と士官の死を中心として——

九 頭 見 和 夫

I

カフカの作品を論ずる際に使用される常套語化した表現として、「不気味」、「悪夢」、「不条理」などがあるが、短篇『流刑地にて』(In der Strafkolonie)におけるほどこれらの表現がほぼ画一的に使用される例は他にないであろう。例えば、ヒトラーの大量殺戮装置を連想させる巨大な処刑機械や士官の無惨な死、これらの事象についての感情を極力おさえた冷静な表現、別言すれば想像力と表現力がこの作品においては特に微妙な調和をかもし出し、読む者に強い衝撃を与えている。

この作品は、第一次世界大戦が勃発してまもなくの1914年10月、『審判』(Der Prozeß)執筆の目的で確保された2週間の休暇の中で書きあげられたが、出版に対するカフカのいつもの懐疑的な姿勢、朗読の際に受けた作品に対する不評、この不評を気にした出版社主K. ヴォルフの作品に対する「憎悪愛的態度」¹⁾などの理由により出版が遅れ、1919年ようやく終りの部分を若干短縮した形でこの作品はカフカの生存中に出版された。出版時の評判も、予想されたことではあったが、P. パンターなどごく少数の場合を除き非常に厳しいものであった。例えば、「粗野さと素材至上主義的な後味の悪さが残る」、「心理学的研究」、「不気味なものの叙述においてカフカの有名になった『変身』(Die Verwandlung)と張り合う小説など²⁾。しかし、これらの批評は正鵠を射た適切なものなのか。

この試論においては、前述のことをふまえて以下のことを中心に論究する予定である。1) 処刑機械にかけられる兵士の犯した罪。2) 処刑機械による12時間の拷問と拷問の後半に囚人の顔にあらわれる「変容」(Verklärung)。3) 兵士にかわって自身を処刑機械にかけた裁判官兼死刑執行者である士官の突然の死。4) 出版時においてもその後においても厳しい評価が下されているこの作品においてカフカが主張しようとしたこと。

II

この作品は、素材的には熱帯地方にある流刑地³⁾での死刑執行を扱ったものである。作品検討の資料としてまず処刑される兵士の罪と判決内容に関する裁判官である士官の説明を引用する：「不服従と上官侮辱により有罪の判決が下された」(199)、「私たちの判決が厳しいとは思われません。囚人の身体に、彼が違反した規則が馬鍬(Egge)で書かれるのです。例えば、この囚人の身体には、おまえの上官を敬え！ と書かれるのです。」(205) 事件全体の把握のため裁判の経過について士官の説明を継続する。「私は中隊長の申告を記録にとり、そのことに関連して、すぐに判決を書きました。それからこの男に鎖をつけさせました。すべてが非常に明快です。」(207) 士官の説明のみでは不十分なので補足する。1) 裁判官でもある士官は兵士を出頭させ訊問することをしなかった。兵士の側から言えば、彼には自分を弁護する機会が与えられなかった。訊問すれば、兵士はうそをつき事態を紛糾させることになる、がその理由。2) 兵士は自分が有罪であることを知らない。士官の側から言えば、知らせる必要がない。なぜなら、士官は判決を下す際に、「罪は常に疑う余地がない」(206)の原則に立っているから。3) 兵士は自分に下された判決の内容を知らない。処刑の過程において自分の身体で知るので口頭で伝えるのは無用、がその理由。

士官の説明のうち、兵士の犯した罪の内容分析から作品の検討を開始す

る。「不服従と上官侮辱」、特殊な地域である流刑地において処刑される兵士の罪名として特に問題はない。問題とすべきは具体的な行為の内容である：有罪と認定された兵士の行為は死刑に値するほど重大なものなのか、何よりもその行為の有罪性は疑う余地がないのか。夜間の見張りで服務規定違反をし上官に暴言をはいた行為が死刑の対象になる。このことは、超法規的措置が日常化している流刑地という特殊事情を考慮に入れても、囚人にとって苛酷すぎる措置とも受けとれるがどうか。例えば、ユダヤ人の大量虐殺が行なわれた強制収容所が作品の背景であるなら理解可能の範囲である。ここにおいては、管理される側の行為は一方向的に規制され、多くの行為は死に直結しているからである。流刑地でも強制収容所でもその支配している法は同一である、この仮定は、例えば、ドレフェース大尉が幽閉されていた悪魔島などの流刑地のことを考えると全くの暴論とはみせない気もする。この仮定の是非は保留し、先ほどの間に対する手がかりとしてすでに引用した判決を検討する：「囚人の身体に、彼が違反した規則が馬鍬で書かれる。」この判決から、囚人はみな処刑機械にかけられ判決内容を知る、すなわち処刑される、ことがわかる。別言すれば、犯罪行為を行なった者すべてに行為の種類に関係なく死を最終目的とした処罰が行なわれる。従ってこの流刑地の裁判においては、犯罪行為による罰の軽重は存在せず、囚人の身体にぎざまれる判決文の内容が唯一問題となる。

罪の分析を継続する。これまでの検討で、その行為がひとたび有罪と認定されれば行為者は例外なく処刑されることが判明した。ここではさらに兵士の罪についてのもう一つの問題、兵士の行為を有罪と認定した裁判官の判断の妥当性について究明してみたい。裁判官である士官が判決を下す際によりどころとする原則は、「罪は常に疑う余地がない」であることはすでにのべた。このことから次のことがわかる。彼の行なう裁判においては、被告の有罪が前提であって、この前提の妥当性を問うことは論外であ

る。W. エムリッヒの言葉をかりれば、「被告は疑う余地なく常に有罪である。判決は全く下される必要がない」⁴⁾となる。素朴な疑問であるが、被告の有罪の妥当性を問わない裁判が存在しうるのか。かりに存在しうるとした場合、被告の有罪を裁判の前提とする士官の論理を支える根拠は何か。例えば、以下の考え方などは根拠となりうるのか。1) 人間の存在そのものに罪があるとする、いわゆる原罪説的な考え方。2) 被告のうそなどによる裁判の紛糾とそれに伴う時間の浪費を回避するための、特に時間的余裕のない軍事裁判などでとられる、裁判手続き上やむをえない措置とみなす考え方。

人間の存在そのものに罪ありと仮定すれば個々の人間の罪を問うことは不必要である。カフカ研究者にもこの説をとるものがある：「被告の罪は最初から確定しており、罰は犯罪とは関係ない」⁵⁾、「聖書の神話に根ざすカフカの生と死の理解は、デカルトの考えと相いれない。cogito ergo sum (考える、故に存在する) という原理は、cogito ergo pecco (考える、故に犯す) という原理に変化する。罪の意識が詩人を特に苦しめる。」⁶⁾ この説の妥当性を有罪とされた兵士自身の行為によって確認する。兵士は従順な性格で、「死刑執行が始まる時に、戻ってくるよう口笛を吹きさえすればよいかのような印象を与えた。」(199) 有罪の根拠となった行為は、不服従(服務規定違反)と上官侮辱であることはすでにのべた。まず不服従の件であるが、「時間をつける打鐘のたびに起立し、中隊長の戸口に敬礼する」(207)、この荒唐無稽な服務規定の内容にこそ、服務規定を犯したこと以上に問題があるのではないか。つぎに上官侮辱の件であるが、兵士は元来従順で反抗的な性格ではなく、この彼をいきなりむち打ち暴言をはかせる状況を作りだした上官の行為にこそ問題があるのではないか。不服従と上官侮辱、いずれの場合も、流刑地という特殊事情を考慮に入れても、具体的な行為内容から判断して、裁判の対象となる犯罪行為というよりむしろ口

頭注意ですむ程度の無意識に行なった軽率な行為と思われる。以上のことから、兵士が裁判の対象となる罪を犯していると断定することに抵抗を感じる。

そこで兵士が無意識に行なったこれらの軽率な行為が、一人の人間である兵士の存在そのものに由来する本人の気がつかない隠れた罪にあたるのかいなか、この兵士に近い立場にある『審判』のヨーゼフ・Kと関連させ検討する。「小説『審判』においても（『流刑地にて』の兵士と）同様に、罪は最初から確定していて、いかなる判決も下されはしない。」⁷⁾とはW. エムリッヒの言葉である。しかし、ヨーゼフ・Kの場合は、罪の内容が作品中に明示されている『流刑地にて』の兵士の場合と異なり、立場が複雑である。彼にも読者にも、逮捕理由となる具体的な罪の内容が全く示されていない。このような立場におかれたものの常としてヨーゼフ・Kは、G. アンダースの言葉をかりれば、「休むことを知らない解釈狂に姿を変え」、「不可知論的に生きる」⁸⁾ しかなくなる：1)「私たちの役所は、……何か住民の中に罪を探すのではなく、法律にもあるように、罪に引き寄せられ、私たち監視人を派遣せざるを得なくなる。」(監視人)、「この法律を私は知らない。」(K)、「彼は法律を知らないことを認め、同時に無罪だと主張している。」(監視人) (P. 15), 2)「いったいどうして一人の人間が罪を負っているということがありうるでしょう。私たちはみんな同じ人間なのです。」(K)、「罪のある者たちはいつもそのように言う。」(僧) (P. 253) 1) と2)の二つのやりとりにおける僧と監視人の立場とヨーゼフ・Kの立場には明らかな相違が認められる。僧と監視人は人間全体についての彼らの認識をのべており、一方ヨーゼフ・Kは個々の人間の一人として自己の認識をのべている。「法律を知らないことがKの罪である。」⁹⁾ というW. エムリッヒ同様、僧も監視人も人間存在そのものに有罪性を認めていることは明白である。単なる推測にすぎないが、ヨーゼフ・Kが知らないといった「法

律」, この「法律」こそ士官が判決を下す際によりどころとする「原則」と同一のものではないか。そして, この「原則」を知らないことが兵士の罪ではないか。この推測の妥当性を判断する決め手は残念なならない。

士官が被告の有罪を裁判の前提とみなす根拠についての検討を継続する。時間的余裕もなければ, 法律に精通した人材も少ない流刑地。そこにおける裁判の場合, 当然のことながら, 士官の説明にもある如く einfach にならざるを得ないであろう。従って, 裁判を紛糾させる要素, 例えば犯された行為に対する懲罰の妥当性を問うことなどは裁判の対象から除外され, 懲罰行為, すなわち処刑, の開始が裁判の開始となり, 処刑の終了が裁判の終了となる。簡言すれば, 裁判は懲罰行為の実施がその任務となる。以上は士官の行なった裁判に関する推測である。この推測の妥当性を兵士について確認する。流刑地の兵士は逮捕の際も逮捕後も自己の裁判に関して何の説明も受けず, ヨーゼフ・Kのごとくみずから問うこともせず, ただちに処刑機械にかけられる: 訊問もされない, 従って自己弁護の機会も与えられない, 罪名も判決内容も知らない。裁判が行なわれたことすら知らない。実施されるのは処刑機械による拷問のみ。「ヨーロッパ的考え方にとらわれている」(220)者には, 裁判上のあらゆる正当な手続きが無視され被告の基本的人權の侵犯が明白なこの裁判は, 受け入れがたいものである。ところが士官は, 自分の裁判のやり方に調査旅行者が当然「感嘆」し, 支持してくれるものと考え。この自信は何に基づくのか。ここで裁判の手続きについて士官が行なった説明を再度引用する。「私は中隊長の申告を記録にとり, そのことに関連して, すぐに判決を書きました。」「訊問したならば, 混乱が起こっただけでしょう。彼はうそをついたでしょう。」(207) 申告の記録から判決を書くまでに申告内容を検討するための時間的中断がないこと, 被告は必ずうそをつくと考えていること, これらの説明から, 中隊長, あるいは権力者というべきか, に対する士官の絶対的な信

頼と被告に対する完全な不信がよみとれる。士官の思考においては、被告、すなわち上官（権力者）によって有罪と申告された人間、その人間の無罪の可能性など想像だにできないのではないか。「罪は常に疑う余地がない」という士官の言葉の意味がここにおいてより明確化してくる。これらのことから、被告の有罪を裁判の前提とすることは、士官にとって裁判の手続き上やむを得ない措置では決してなく、疑問の余地のない当然の措置であることがわかる。すべての人間に、その存在に基づく罪があるかいなかは明らかでないが、被告と呼ばれる人間の有罪性は、少なくとも士官にとっては、疑う余地がないのである。

III

判決にいきなり農機具の一種の馬鋏がでてきて驚かされたが、判決の内容以上に驚かされるのが処刑機械である。この機械は、三つの部分、すなわち「下が寝台、上が図案家(Zeichner)、ここ真中の、空中に浮いているのが馬鋏」(201)から成り立っていて、12時間たえまなく活動する。この処刑機械は、作品の全体を通して現われ、作品の主役ともみなせるほど読む者に強烈な印象を与えている。この作品に対する悪評の少なくとも半分は、この処刑機械に起因していると思われる：「カフカの想像力の奇妙さは、彼の最近の短篇（＝『流刑地にて』）にも示されている。」「この全く恐ろしい作りごと全体を権力欲の象徴化とみなしてまちがっていないだろう。」¹⁰⁾しかし、これらの批評には少なからず疑問を感じる。例えば、ミレナあての手紙にこの処刑機械を連想させるスケッチが書いてあるが、「店の前で、はらわたを取った豚を拡げている肉屋を見習ったにすぎない」(M. 230)というカフカ自身の解説で恐ろしさは解消する。おそらく処刑機械の場合も、カフカが目撃した日常生活の一コマ、例えば、農作業とか、機械工場などの一コマではなからうか。叙述の外面的な面のみ注目され、意図

した本質を見逃される恐れが、カフカの場合常にあると思われる。

「処刑」(死刑執行)の実体は馬鋏による拷問である。寝台に横たえられた囚人の身体の上におろされた馬鋏は、12時間にわたってしだいに深く書いていく。6時間目頃から囚人の目のまわりに悟性(Verstand)があらわれ、全身に拡がっていく。囚人は傷で判決を解読しはじめ、このためにさらに6時間を要する。それが終わると、馬鋏は囚人を刺し貫き、穴の中になげすてる。以上で士官のいう「裁判は終る。」(213)

この処刑方法を、唯一の擁護者である士官の側から以下の2点を中心に検討する。1) 傷による判決の解読と12時間にわたる拷問。2) 悟性の全身への拡がり顔にあらわれる「変容」(恍惚の表情)。処刑は、士官の言葉をかりれば、「正義が行なわれる。」(218)ことを意味する。しかし、現在の処刑方法を支持する者は、裁判官である士官以外になく、例えば、利害関係のない調査旅行者ですら、「訴訟手続きの不公正と死刑執行の非人間性は疑う余地がない」(215)と考え、この処刑方法に反対を表明する。孤立無援のなかで、この処刑方法の維持をはかる士官の行動を支える根拠からまず検討したい。この処刑方法の考案者であり士官のよき理解者でもあった前司令官への畏敬の念に基づくのか。おそらくこのことも根拠の一つであろうが、本質的な根拠とみなすには、彼の行動が一個人の行動というよりはむしろ裁判官という公的な立場にあるものの行動であることを考慮すると、無理があろう。裁判官としての唯一最大の仕務が、常に「正義が行なわれる」ことであることから、この目的達成のために現在の処刑方法が最善であると士官は確信し行動しているのではないか。裁判官である彼が、だれもが、司令官すらが反対する処刑方法に個人的な理由だけで固執するはずがないであろう。かりにこの推測どおりであったとしても新たな疑問がわいてくる。なぜ判決を身体でわからせる必要があるのか、この目的遂行のために12時間もの拷問が必要なのか。これらの事実と「正義が行なわ

れる」ことが直接的に結びつかない。例えば、J.H. メンゼも指摘している。「この盲目的で狂信的な士官の思考世界の残酷でグロテスクな次元(Dimension)は、ばかげた観念、馬鐮の文字を囚人が自分の身体で解読する、の中に示されている。」¹¹⁾ 彼はあるいは特殊な嗜虐趣味の持ちぬしではという疑問すらわく。「正義が行なわれる」ためだけならば、例えば、新司令官が導入しようとする、「ヨーロッパ的考え方」に基づいた処刑方法などもある。しかし、現在の処刑方法に対する士官の確信は絶大で、このことで彼が悩むことは決してない。彼のこの確信は何に基づくのか。「士官の確信は経験に基づく」¹²⁾ とは、J.H. メンゼの言葉である。確かに、士官自身も認めるように、死刑執行者としての彼の経験は膨大である。

士官によれば、拷問の途中で囚人の全身に悟性が拡がり、顔には変容の輝きがあらわれるという。この現象は、特定の囚人にあらわれた特殊な現象ではなく、処刑機械にかけられたすべての囚人に例外なくあらわれている。かりに顔にあらわれたこの変容の輝きを重大な意味をもつ現象、例えば救済現象の一種、とみなせるならば、他ならぬこの現象こそが、現在の処刑方法を支持する士官の意志決定において重要な役割をはたしているのではないか。この推測は以下の根拠に基づく。「正義が行なわれる」、囚人を処罰する、この目的のためだけならば、この処刑方法をかりに用いるとしても、馬鐮で判決を書く時間を短縮するなどして、処刑時間全体を短縮し、囚人のこうむる苦痛を減少させるべきである。馬鐮の針の先がふれただけで兵士の身体に鳥肌が立ったように、短時間の拷問で処刑される人間への処罰効果は十分達成されるはずであり、長時間にわたる拷問は無用な苦痛を与えることになり、嗜虐趣味とみなされても致し方ないであろう。さらにこのこと、すなわち囚人のこうむる苦痛を減少させることなどによって、現在の処刑方法の改善をはかるなら、対立する司令官などの理解も得やすくなり、現在の処刑方法の維持をめざす士官の立場はよくなるは

ずである。ところが士官には現在の処刑方法、例えば12時間という長時間の拷問時間の変更など全く考えられない。囚人が判決を傷で解読するのに12時間必要とするからか。しかし、このことは、囚人をすぐに殺すことがないよう囚人の身体に書きこむ文字を複雑化したためであって、文字を簡略化することによって処刑時間の短縮は可能なはずである。以上のことから、士官は変容の輝きを重視し、これを囚人の顔に引き出し完成するために12時間の拷問を必要とした、と考える以外なさそうである。おそらくこの変容の輝きを、これは生理学的に説明のつく一種の幻覚現象であるが、士官は救済現象とみなし、処刑における最大の目標にしたと思われる。正義を行なうために苦痛という罰を与え、変容に導くことによって救済する。罰と救済、強いて言えば、救済に力点をおいたと思われるこの処刑方法こそ、少なくとも士官にとっては、時代をこえて妥当するものなのであろう。「古い秩序は救済のために人間を犠牲にし、新しい秩序は人間のために救済を犠牲にした。」¹³⁾ とは、W. エムリッヒの言葉である。

IV

物語は、士官の自己処刑という予想外の展開を示す。なぜ士官は囚人を解放し処刑機械に自身をかけたのか。士官の側に視点を置いた解釈の可能性として以下の2点が考えられる。1) 口頭説明で調査旅行者の同意を得られなかった士官が、同意を得るための最後の手段として、処刑方法のよさを身をもって訴えた士官の一種の示威行為。2) 処刑方法に対する調査旅行者の理解が得られず、やむなく処刑を中止した士官が、これらのこと、すなわち処刑を中止したこと及び調査旅行者を説得できなかったこと、により正義を行なえなかった責任を、裁判官兼死刑執行者としてとった一種の自罰行為。囚人である兵士の側に視点を置く解釈も可能である。3) 多くの人間に不公正な裁判と非人間的な死刑執行を行ってきた士官に対す

る何ものかによる一種の報復的行為。「何もの」を兵士は調査旅行者と考えたが、例えば司令官やユダヤ教の神なども予想できるであろう。まず 1) 示威行為とみなす解釈であるが、これは、H. ミュラーなども認める常識的で受け入れやすい解釈であるが、問題点もある。例えば、かりにこの行為によって現在の処刑方法に対する調査旅行者の理解が得られたとしても、外国の問題への介入に消極的な調査旅行者が司令官などを積極的に説得するとは到底考えられないこと、及び士官の死によって現在の処刑方法を積極的に擁護するものが流刑地には皆無となり、現在の処刑方法の自然消滅は明白であることなど、士官の意図に反した結果を招く可能性が大きいことである。つぎに 2) 自罰行為とみなす解釈であるが、M. ブロートなどカフカの実生活に関連させてこの解釈を試みるものもあるが、この解釈の根拠と思われるのは、士官の身体に書かれる判決文、「正しくあれ！」(228) である。判決は当人の違反した規則が書かれることになっており、この判決文を他ならぬ士官自身が選択したことから、正義を行なえなかった責任を士官自身が積極的にとろうとしたと推測される。この解釈にも問題はあ
る。まず実生活と関連させることについてであるが、作品の世界と作家の実生活とは必ずしも一致しないこと、及び素朴な感想として自己処刑の直前まで全存在を現在の処刑方法の維持にかけていた士官が、自己の任務に誠実であることは認めても、全存在をかけた目標達成を途中放棄するが如き自罰行為に走るとは到底考えられない。最後に 3) の解釈であるが、これは処刑機械から解放された兵士自身が考えたことで、司令官などを示唆する表現は作品中になく説得力に欠けると思われる。いずれにせよ、「士官の死は、一般に認められた規則とは異なった規則に従っている世界で起こった」¹⁴⁾ ことである。

士官の自己処刑の場合、顔に変容の輝きがあらわれなかったが、このことはどう解釈すべきか：「生きていた時のままであった、約束された救済の

いかなる徴候も発見されえなかった。」(234) 常識的には以下の解釈になるうか。処刑機械が本来の機能を発揮せず、そのことによって拷問開始から士官の死までの時間が極めて短くなり、変容を引き出すに必要な拷問が実質的に行なわれなかった。これまでの処刑の例では、悟性があらわれるのが拷問開始後6時間目ごろで、顔にあらわれた変容の輝きが完成されるのが12時間の拷問終了まぎわである。処刑開始後ただちに被処刑者が殺されては、変容の前提となる苦痛を与えることができず、変容の輝きがあらわれる余地は全くない。ところがJ.H. メンゼは「変容」と機械の故障との関連を明確に否定し、さらに以下のように主張する。「囚人は強制によってのみ主張された変容に達する。」¹⁵⁾ 従って強制の伴わない自己処刑は、当然のことながら「変容」とは無関係となる。さらに彼は以下のことも主張する。「士官は(犯罪者たちと)違った生き方をしてきたので、(彼らと)同じ死に方ができない。」¹⁶⁾

それでは、処刑される人間すべてに約束されている変容の輝きを士官に拒否することでカフカは何を主張しようとしたのか。例えば、以下の解釈が可能と思われる。1) 非人間的なものが台頭する時代に対する警告：調査旅行者同様「ヨーロッパ的考え方」をとると思われるカフカが、士官の考える救済は錯覚であり、従って彼が維持をはかる処刑方法は非人間的な殺人にすぎないことを士官自身の身体で証明し、このことを通してカフカは非人間的なものが台頭する時代に対して警告を発した。時は第一次世界大戦中である。カフカ自身、『流刑地にて』出版に関して出版社主 K. ヴォルフとやりとりした手紙の中でつぎのようにのべている。「この小説だけが耐えがたいのではなく、むしろ私たちの一般的な時代も、私の特別な時代も同じ様に非常に耐えがたかったし、現在も耐えがたいのです。」(B.150) 2) カフカ自身の自罰行為を表現した：例えば、M. ブロートは、『流刑地にて』執筆直前の1914年7月カフカ側の一方的理由で婚約解消した F. バウ

アーとの関係を取りあげ、以下のようにのべている。「文学的自己処罰の記録、すなわち想像上の贖罪行為」¹⁷⁾ この M. プロートの説を裏付ける記述が『日記』に見い出される。「彼女は罪もなく非常に厳しい拷問刑を宣告された囚人だ。私が不正を行なったそのために彼女は拷問されている。その上私は拷問具の操作をしている。」(T.532)

V

処刑される兵士の罪の分析に始まり、処刑機械、処刑方法、士官の突然の死などを中心に短篇『流刑地にて』の内容分析を行ってきたが、この作品においてカフカが言いたかったことは何か、以下にまとめてみたい。まとめるための材料として H. ミュラーの解釈を引用する。「1) この小説は戦争に対する諷刺。2) カフカは強制収容所の世界を予感していた。3) 処罰の儀式は宗教的儀式で、ここに犠牲者の処刑とキリストの犠牲的な死の間の類似が示されている。4) この物語は、詩人が空想の中で贖罪行為を行なった文学的自己処罰の記録。」¹⁸⁾ 1) と 4) については、士官の死に顔についての解釈の際にのべたことと一致するので説明は省略する。2) については、強制収容所の出現はこの作品が執筆されてから約 20 年後のことであり、鋭い感覚をもつカフカであっても少なからず疑問を感じる。3) については、P. パンターがこの説と異なる解釈をしている：「できごとはキリスト教とは何の関係もない。」¹⁹⁾ この解釈と、カフカがブラハ生まれのユダヤ人であることなどを考え合わせると、むしろユダヤ教との関係で解釈した方が自然なように思われる。例えば、谷口茂は Judentum との関係性を主張している。「『流刑地にて』にも、彼にとってのユダヤ人問題が何らかの形で反映しているはずである。」²⁰⁾ この他の解釈の可能性としては、5) 父親との関係が考えられる。『判決』(Das Urteil) ほどではなくても、実生活における巨大な父親の存在がこの『流刑地にて』においても何らか

の形で反映していることは確かである。

以上の解釈のうちカフカが特に重点をおいたと思われるのはどれか、手がかりとしてカフカがK. ヴォルフ書店にあてた手紙を引用する。「最初『最後の審判の日』(Der Jüngste Tag)で出版する話は全くなく、短篇集『処罰』(Strafen)、『判決』、『変身』、『流刑地』)という話になっていて、その出版についてヴォルフ氏は、もうずっと以前に、私に希望をもたせてくれました。これらの物語はある種の統一をもっていて、……。」(B. 148) この手紙から、『流刑地にて』の主題が、『判決』や『変身』の場合同様処罰であることは容易によみとれるであろう。主題が処罰、すなわちカフカの自己処罰、であるとすると、相手はF. パウアーか。たとえ処罰による死であれ、R. カルストも言うように、「死はカフカの人物たち、ならびにカフカ自身に対しても休息と讀罪を約束する」²¹⁾ のであろう。

使用テキスト

Kafka, Franz: Gesammelte Werke. Erzählungen. Hrsg. von Max Brod.
Frankfurt a. M. (S. Fischer) 1965

このテキストからの引用は、アラビア数字 (= ページ数) のみで示した。なおカフカの他の作品からの引用は、以下の略号 (= 作品名) とアラビア数字 (= ページ数) で示した。

P.=Der Prozeß, T.=Tagebücher, B.=Briefe, M.=Briefe an Milena

注

- 1) Franz Kafka. Kritik und Rezeption zu seinen Lebzeiten 1912-1924. Hrsg. von Jürgen Born. Frankfurt a. M. (S. Fischer) 1979. S. 93.
- 2) ebd. S. 97~S. 98.
- 3) 作品の舞台となる「流刑地」の具体的な場所であるが、a) 死刑執行者の士官がフランス語を話していること、b) 死刑執行の立ち合い人である調査旅行者は、流刑地の住民でも、流刑地が属している国家の市民でもないこと、c) カフカが作品を執筆した第一次世界大戦当時のドイツには、流刑のための植

民地はなかったこと, d) 熱帯にある流刑地なので, 東欧諸国などにあったユダヤ人のゲットーは考えられないこと, e) ヒトラーの強制収容所は, 時間的にカフカ死後のことで, 想像の世界でも予測困難と思われること, f) カフカがこの作品を書く際に, フランスのジャーナリスト O. ミルボアの『責苦の庭』(Le Jardin des Supplices) を手本としたと推測されることなどの理由からこの流刑地は, ドイツとは関係のない, おそらくはフランスに関係のある流刑地, 例えばニューカレドニアとか, 「ドレフェース事件」で有名なギアナ沖の悪魔島などが考えられるであろう。

- 4) Emrich, Wilhelm: Franz Kafka. Dritte durchgesehene Aufgabe. Frankfurt a. M. (Athenäum) 1964. S. 221.
- 5) Müller, Hartmut: Hermes Handlexikon. Franz Kafka. Leben · Werk · Wirkung. Düsseldorf (Econ Taschenbuch) 1985. S. 99.
- 6) Karst, Roman: Sterben und Tod in Kafkas Werk. In: Was bleibt von Franz Kafka? Schriftenreihe der Franz-Kafka-Gesellschaft 1. Wien (Braumüller) 1985. S. 130.
- 7) Emrich, W.: Franz Kafka. S. 222.
- 8) Anders, Günther: Kafka. Pro und Contra. München (C.H. Beck) 1951. S. 48.
- 9) Emrich, W.: Franz Kafka. S. 259.
- 10) Franz Kafka. Kritik und Rezeption zu seinen Lebzeiten 1912-1924. S. 97.
- 11) Mense, Josef Hermann: Die Bedeutung des Todes im Werk Franz Kafkas. Frankfurt a. M. (Peter Lang) 1978. S. 49.
- 12) ebd. S. 48.
- 13) Emrich, W.: Franz Kafka. S. 226.
- 14) Mense, J.H.: Die Bedeutung des Todes im Werk Franz Kafkas. S. 46.
- 15) ebd. S. 47.
- 16) ebd. S. 49.
- 17) Brod, Max: Franz Kafka. Eine Biographie. Frankfurt a. M. (S. Fischer) 1954. S. 178.
- 18) Müller, H.: Franz Kafka. Leben · Werk · Wirkung. S. 100.
- 19) ebd. S. 100.
- 20) 谷口 茂: フランツ・カフカ論——ユーデントゥムとの関係を中心に (明星大学出版部) 昭58 ('83), p. 238.
- 21) Karst, R.: Sterben und Tod in Kafkas Werk. S. 141.

Versuch über Kafkas „In der Strafkolonie“

— besonders über des verurteilten Soldaten
Schuld und des Offiziers Tod —

Kazuo KUZUMI

Diese Erzählung „In der Strafkolonie“, die im Jahre 1914 geschrieben wurde, handelt von dem Ereignis in einer Strafkolonie in den Tropen: der Exekution eines verurteilten Soldaten und dem unerwarteten Tod des Offiziers, des Exekutors der Hinrichtung.

In diesem kleinen Aufsatz wird dann versucht, hauptsächlich das Folgende zu untersuchen: 1) Was ist die Schuld des verurteilten Soldaten, der auf dem Exekutionsapparat gemartert wird? Hat er überhaupt so ein Verbrechen begangen, das vor Gericht kommt? 2) Die Hinrichtungsart des Verurteilten scheint unmenschlich zu sein. Was bedeutet die Verklärung, die im Angesicht des auf der Maschine gemarterten Verurteilten wahrgenommen wurde? 3) Was bedeutet der unerwartete Tod des Offiziers, des Richters und Exekutors der Hinrichtung? 4) Was hat Kafka in diesem Werk behaupten wollen?

Aus dieser Untersuchung wird eine folgende Auslegung gezogen: 1) Man kann kategorisch nicht behaupten, daß der Soldat schuldig ist. Wenn man von dem konkreten Gehalt seiner Tat ausgeht, hat er wenigstens so ein Verbrechen nicht begangen, welches zum Tode führt. Trotzdem wird er hingerichtet. In dieser Strafkolonie steht die Schuld (= Todesstrafe) des Angeklagten schon in dem Augenblick fest, als er beim Gericht verklagt wurde, und wird kein Urteil gefällt. Nach der Erklärung des Offiziers „ist die Schuld immer zweifellos“. Es ist klar, daß dieses Gerichtsverfahren in der Strafkolonie ungerecht ist, wie der Forschungsreisende erkennt. Darum handelt es sich um dieses Gerichtsverfahren, nie um die Tat des Soldaten. 2) In der Hinrichtung

des Verurteilten wird es sich zum Ziel gesetzt, daß „Gerechtigkeit geschieht“, daß der Ausdruck der Verklärung, den der Offizier für die Erlösung hält, dem Angesicht des Verurteilten aufgeht. Nur für dieses Ziel wird die für 12 Stunden lang erreichende Marter durch den Exekutionsapparat durchgeführt. 3) Über den unerwarteten Tod (= Selbsthinrichtung) des Offiziers sind zwei Interpretationen möglich: die demonstrierte Tat des Offiziers, der die jetzige Hinrichtungsart erhalten will, und die Tat der Selbstbestrafung des Offiziers, der seine Pflicht als Exekutor der Hinrichtung nicht hat erfüllen können. Im Angesicht des Offiziers wurde die Verklärung, die allen Verurteilten versprochen ist, gar nicht wahrgenommen. Diese Sache besteht aus dem Grund, daß der Exekutionsapparat nicht richtig funktioniert und der Offizier nicht so lang gemartert wurde, wie die Verklärung seinem Angesicht aufgeht. 4) Das Thema in diesem Werk ist Strafe (Selbststrafe). Diese Sache ist in einem Brief Kafkas an den Verleger Kurt Wolff abzulesen: Kafka hat die Veröffentlichung in „einem Novellenband „Strafen“ (Urteil—Verwandlung—Strafkolonie)“ gewollt. Denn nach Kafkas Meinung „geben diese Geschichten eine gewisse Einheit“. Wahrscheinlich ist dieses Werk, wie Max Brod sagt, „Dokumente dichterischer Selbstbestrafung“ Kafkas. Im Oktober 1914 entstand dieses Werk bald nach der Entlobung mit Felice Bauer.